国民年金だより

年金のことでご不明な点はお問い合わせください。
役場町民生活課（☎42−2633）または各支所へ

２０歳になったら国民年金

国内に居住する２０歳以上６０歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという**「世代と世代の支え合い」**が基本です。

国民年金（基礎年金）３つのメリット

1　老後を支えてくれる　**老齢基礎年金**

2　病気やけがで障がいの状態になったときに支えてくれる　**障害基礎年金**

3　加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えてくれる　**遺族基礎年金**

学生納付特例と納付猶予制度

収入などがなく保険料の支払いが困難な学生及び若年者（５０歳未満）には次の保険料納付猶予制度があります。

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限１年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

若年者納付猶予制度

学生でない５０歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

しかし、収入を得るようになり保険料の納付が可能となった時に**追納制度**をご利用いただければ、将来受ける年金を増額することができます。

《広告》